

「日本橋 長崎館」 イベントスペース利用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」（以下、「長崎館」という。） イベントスペース等の利用に関し必要な事項を定め、長崎館で実施されるイベント等を通して首都圏と地元の人・物・情報を円滑に実施し、長崎県のイメージアップと物産、観光等の復興を図ることを目的とする

（運営者）

第2条 この要綱において、イベントスペースの運営者は、長崎館運営事業者（以下、「運営事業者」という。）とする。

（申請者）

第3条 この要綱において、申請者とは、長崎館においてイベントを実施する者をいう。

（イベントスペース）

第4条 長崎館のイベントスペースは、別途定める『「日本橋 長崎館」 イベントスペース利用の手引き』（以下「手引き」という。）で示すスペースとする。

（利用期間）

第5条 イベントスペースの利用期間は、1 回の申請につき原則として7日以内の利用とする。ただし、運営事業者と長崎県との協議に基づき必要と認めた場合は、この限りではない。

（利用時間等）

第6条 イベントスペースの利用時間は、10時30分から19時30分までの間とする。ただし、設営及び撤去作業等のため運営事業者と長崎県との協議に基づき必要と認めた場合は、この限りではない。

（利用資格）

第7条 イベントスペースを利用できる者は、第1条に定める目的に寄与するイベントを実施する者で、次の各号に該当する者とする。ただし、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等反社会勢力に属する者は除く。

- (1) 長崎県及び長崎県内の市町、観光協会等の公益的又は公共的団体
- (2) 長崎県産品を生産、製造、加工又は販売をしている県内の企業、団体、個人
- (3) 長崎県の観光、文化的、芸術的な情報発信を行う企業、団体、個人
- (4) その他前号に準ずる者で、運営事業者と長崎県の協議に基づき特にその利益を認めた企業、団体、個人等

（実施できるイベント）

第8条 長崎館において実施できるイベントは、本県の観光宣伝、物産宣伝、その他長崎県の魅力や技術力等を発信する活動を通じ、長崎県のイメージアップに寄与するイベントとする。

（販売手数料等）

第9条 販売を伴うイベントスペースの利用については、利用者に応じて売上金額（税込）の10%・15%のいずれかに相当する額を販売手数料とする。販売を伴わないイベントスペースの利用については、原則、無料とする。

2. 利用者の売上金額については、販売手数料を差し引いた後、運営事業者が利用者の指定する口座へ振り込みにより支払う。

（申請者に対する助言）

第10条 運営事業者は、申請者に対しイベントをより効果的なものとするため必要に応じて助言等を行うことができる。

（イベントの広報）

第11条 イベントの実施にあたっての広報は、運営事業者及び長崎県と申請者が連携して行うものとする。

（利用申請等）

第12条 イベントスペースを利用する者は、原則、イベント実施の1ヶ月前までに手引きに定める様式第1号『「日本橋 長崎館」イベントスペース利用申請書』に添付書類を添えて運営事業者へ提出する。

2. 運営事業者は、前項の申請が適当であると認められる場合には、申請者に利用を承認する旨の通知を行う。

3. イベントスペースの申請時期が重なった場合は、運営事業者へイベントスペース利用申請書が先着した利用者を優先とする。

（利用の不承認）

第13条 運営事業者は、申請の基づく利用が不適切と判断される場合は、前条の申請を不承認とし、理由を付して申請者に通知する。

（承認内容の変更）

第14条 申請者は、承認の通知を受けた後、事業の中止や利用期間等の変更を行う場合は、速やかに運営事業者に報告しなければならない。

（申請者の責務等）

第15条 申請者は、イベントの適正な実施運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を第一とし、善良な管理義務をもって利用するものとする。

2. イベントの実施に伴う申請者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、申請者の責任において処理するものとする。

3. 申請者は、イベント終了後1ヶ月以内に手引きに定める『「日本橋 長崎館」イベントスペース利用実績報告書』（様式第2号）を運営事業者へ提出する。

(利用上の条件、遵守事項)

第16条 イベントスペースの利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、イベントスペースを利用する際、利用内容の説明等に従事する説明員を配置する。
- (2) 搬入・搬出及びイベントの開催、運営に要する費用等は、利用者負担とする。
- (3) イベントスペースの利用については、原則として長崎館の営業時間中はイベントを実施しなければならない。
- (4) イベントスペース利用範囲区域外にはみだりに立ち入らないこと。また、イベントスペース利用範囲区域についても、運営事業者が承認した時間以外では利用しないこと。
- (5) 運営事業者が承認した利用目的及び利用方法以外では利用しないこと。
- (6) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) イベントスペース及びその付属設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (8) 喫煙、飲酒、そのほか他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 利用後は、必要に応じて片付け、清掃等を行い、利用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、利用前の状態に復した上で、運営事業者の確認を受け、その指示に従うこと。
- (10) 食材・食品を試食・販売する場合の衛生管理については、運営事業者の指示に従うこと。
- (11) その他イベントスペースの適正な利用・管理を図るため、運営事業者の指示に従うこと。

(利用停止)

第17条 運営事業者は利用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、イベントスペースの利用の承認を取り消す又は利用を停止させることができる。当該停止により利用者又は第三者に損害が生じたときも、それについて運営事業者は一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより、利用の承認を受けたとき。
- (2) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

(賠償責任)

第18条 利用者は、イベントスペースの利用に当たり、イベントスペース及びその付属設備を毀損し、又は汚損したとき、長崎県、運営事業者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、詳細については、別途定める『「日本橋 長崎館」イベントスペース利用の手引き』に示すとともに、必要な事項は運営業務受託者が長崎県と協議して別に定める。

附則 この要綱は、2025年05月01日から施行する。